

当院における身体的拘束最小化への取り組みについて

当院では、患者様の尊厳と権利を尊重し、安全で安心できる医療を提供することを基本理念としています。身体的拘束は、身体的・精神的に苦痛を与え、人間としての尊厳を損なうおそれがあるため、原則としてこれを行いません。

当院は「身体的拘束ゼロ」を目標とし、やむを得ない場合を除き身体的拘束を行わない医療・ケアの提供に努めます。

1.基本方針

- 1.患者様の人格と尊厳を最大限尊重します。
- 2.身体的拘束は原則行いません。
- 3.身体的拘束に代わるケア方法を検討し、実践します。
- 4.身体的拘束の必要性について常に検討し、最小化に努めます。
- 5.身体的拘束を行う場合は、法令および院内規定に基づき適切に対応します。

2.身体拘束の定義

身体拘束とは、患者様の意思に反して身体の一部を制限する行為をいい、厚生労働省が定める身体拘束に該当する行為を指します。

3.やむを得ず身体拘束を行う場合

患者様または他の方の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限り、以下の要件を満たした場合のみ身体的拘束を行うことがあります。

- ・切迫性：生命または身体が危険にさらされる可能性が高いこと
- ・非代替性：身体拘束以外に代替する方法がないこと
- ・一時性：必要最小限の期間に限ること

身体的拘束を行う場合は、医師の指示のもと、記録を作成し、定期的に必要性の評価と解除の検討を行います。

4.身体的拘束最小化に向けて取り組み

当院では身体的拘束を最小化するため、以下の取り組みを行います。

- ・身体的拘束適正委員会の設置
- ・身体的拘束事例の検証
- ・代替ケアの検証
- ・環境調整およびケア方法の改善

5.職員教育

すべての職員に対して身体的拘束最小化に関する研修を定期的実施し、身体拘束を行わないケアの理解と実践を推進します。

6.本方針の公開

本方針は院内掲示およびホームページにて公開し、患者様・ご家族様へ周知します。

令和8年6月1日

医療法人宏善会 諫早記念病院 病院長

身体的拘束の実施状況

2 階病棟

2026年度

※身体的控訴行く最小化推進体制加算の対象外

[illegible]

3 階病棟

2026年度

[illegible]

4 階病棟

2026年度

療養病棟入院基本料 2	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
患者のべ入院日数	137	100	110									
身体的拘束の実施日数	23	0	0									
身体的拘束の実施率	16.79	0	0									
地域包括ケア病棟入院料 1	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
患者のべ入院日数	658	699	636									
身体的拘束の実施日数	0.00%	0.00%	0.00%									
身体的拘束の実施率	0.00%	0.00%	0.00%									

2026年度

[illegible]